

司法試験

基本知識のインプットと短答過去問チェック

民法

【矢島純一 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 196190

LU19619

矢島の「基本知識のインプットと短答過去問チェック」

民法

今回は、民法の中でも、主に、**消滅時効**、**契約解除**、**売主の担保責任**の分野の基本知識の解説をした上で、その分野の短答試験の過去問（改正法対応版）を利用して知識を定着することを目的に講義を進行していきます。

なお、今回のレジュメの中にある「**基本知識の確認**」の項目にある情報は、私が制作している「**矢島の速修インプット講座**」の原稿から抜粋したものです。

短答試験の過去問は、LECが出版している**体系別短答過去問題集（改正民法に対応済み）**から抜粋したものになります。

令和元年8月12日

LEC専任講師 矢島純一

・記憶する事項 重要ランク

論文試験で規範（要件）や法律効果などとして答案に書くことがある事項のうち、内容を**理解**して答案に書けるように**記憶**しておかなければならない知識を重要度の高いものから順番に「●」、「◆」、「▲」と記号を付しました。

・理解する事項 重要ランク

論文試験でこれをそのまま答案に書くことはあまりないけれど、より深い答案を作成するために内容を**理解**しておくことが必要な知識を重要度の高いものから順番に「○」、「◇」、「△」と記号を付しました。

・条文の略記：I＝1項 ①＝1号 本＝本文 但＝ただし書 前＝前段 後＝後段

・短答の問題番号の略記： H30-4＝平成30年度司法試験第4問（R＝令和） プレ＝プレ試験
予H25-7＝平成25年度予備試験第7問 サ＝サンプル問題

基本知識の確認～消滅時効

1 消滅時効の意義

→消滅時効とは、一定期間、権利行使しないことで、権利を消滅させる制度をいう。○

- ・所有権やそれと不可分の物権的請求権（所有権に基づく返還請求権や妨害排除請求権など）は消滅時効の対象外と解されている。なお、不動産を誰かに時効取得された場合、その反射的效果として所有権を失うことはあるが、それは所有権が消滅時効にかかって消滅したわけではない。○ プレ8, H18-21, H24-11, H30-7

2 時効期間

(1) 債権の消滅時効

- ・**債権の消滅時効期間の原則論** ○

- ① 債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する（166 I ①・**主観的起算点から5年**）。
- ② 債権は、権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する（166 I ②・**客観的起算点から10年**）。

注：改正法は、改正前から存在した**客観的起算点から10年**の消滅時効期間の制度を**維持**しつつ、改正前商法で5年間とされていた**商事消滅時効の廃止**や、改正前民法の**短期消滅時効の特例の廃止**の影響を極力抑えるために、**主観的起算点から5年**の消滅時効期間の制度を**新設**した。

- ・消滅時効期間の**主観的起算点**となる「**債権者が権利を行使することができることを知った時**」とは、権利行使を期待されてもやむを得ない時をいい、具体的には、**権利の発生原因**と権利行使の相手方たる**債務者を認識した時**をいうと解されている。●
- ・消滅時効期間の**客観的起算点**となる「**権利を行使することができる時**」（166 I ②）とは、**権利行使につき法律上の障害がなくなったとき**を意味すると解されている。●
例えば、確定期限の定めがある債務や不確定期限の定めがある債務は、**期限到来時**が「権利を行使することができる時」に該当する。**期限の定めがない債務**であれば、**債権の成立時**が、「権利を行使することができる時」に該当する。○

・ **人の生命身体への侵害**による損害賠償請求権の消滅時効の特則 ○

人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての **166条1項2号**の規定の適用については、**10年間**の時効期間を**20年間**とする (167)。

補足すると、**損害賠償請求権には債務不履行に基づくものと不法行為に基づくもの**とがあるが、**これらの中でも、人の生命や身体に関する利益は、それ以外の利益と比べて要保護性が高い**。このことに配慮して、**167条は、債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効を念頭に、166条1項2号の時効期間を伸長**している。

なお、**不法行為に基づく損害賠償請求権は、特則規定である724条で主観的起算点である損害及び加害者を知った時から3年、客観的起算点である不法行為の時から20年で消滅時効にかかり、そのうち人の生命身体への侵害に関するものは、724条の2で主観的起算点から消滅時効期間が5年に伸長**されている (後掲)。そのため、**人の生命身体への侵害の損害賠償請求権の消滅時効については、債務不履行に基づく損害賠償請求権であっても不法行為に基づく損害賠償請求権であっても、主観的起算点から5年 (債務不履行は166 I ①, 不法行為は724 の2)、客観的起算点から20年 (債務不履行は167, 不法行為は724②) で消滅時効にかかることになる**。

・ **不法行為**に基づく損害賠償請求権の消滅時効の特則 (724) ○

不法行為による損害賠償の請求権は、**次に掲げる場合には、時効によって消滅**する (724 柱書)。条文中、1号も2号も共に**消滅時効**の期間であることが明示されている。

- ① 被害者又はその法定代理人が**損害及び加害者を知った時から3年間**行使しないとき (724①)。**不法行為の被害者救済の趣旨**から、時効の主観的起算点が、被害者等が、**損害と加害者の両方を知った時**とされている。
- ② **不法行為の時**から**20年間**行使しないとき (724②)。

・ **人の生命身体を侵害**する不法行為の損害賠償請求権の消滅時効の特則 (724 の2)

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権については特に被害者救済の必要性が高いため、724条の特則として、次のとおり、**主観的起算点からの消滅時効の期間を伸長**している。

- ① 被害者又はその法定代理人が**損害及び加害者を知った時から5年間**行使しないとき (724 の2①)。○
- ② **不法行為の時**から**20年間**行使しないとき (724 の2②)。

・ 724条1号の「加害者を知った時」の意義 △

判例は、724条（現724条1号）で時効の起算点に関する特則を設けた趣旨に鑑みれば、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当とした。その上で、被害者が不法行為の当時、加害者の住所と氏名を的確に知らず、しかも当時の状況においてこれに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所と氏名を確認したとき、初めて「加害者を知った時」にあたるものというべきであるとしている（**最判昭48.11.16**）。

・ おまけ ～724条が「時効によって消滅する」と規定した理由

法改正前は、不法行為の時から20年の期間を消滅時効期間ではなく除斥期間とする判例があったが、これを除斥期間とすると、除斥期間の適用に対して、これが信義則違反や権利濫用に当たるとの反論ができないという問題があった。そこで、法改正により、724条の柱書で「不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。」と規定した上で、次に掲げる場合として、1号と2号を置き、1号の3年の期間だけでなく、2号の20年の期間の両方が消滅時効の期間であることを明示した。

・ おまけ ～724条1号が消滅時効期間を3年間としている理由

不法行為に基づく損害賠償請求権については、被害者が損害及び加害者を知らないまま消滅時効にかからないように配慮するために、被害者等が、損害及び加害者を知った時から3年間行使しないことで時効消滅するとされた（724①）。時効期間が3年と短期とされたのは（166 I ①の5年間との比較）、契約関係がない不法行為の当事者間においては、お互い日ごろからの付き合いがないことが想定され、被害者がそもそも損害賠償請求をするのか、するとしてどの範囲でするのか不明確で加害者が不安定な地位に置かれるため、その不安定な地位から早期に解放すべきことが配慮されている。

(2) 判決で確定した権利の消滅時効

→確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする(169 I)。◇

・ただし、169条1項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(3) 債権以外の財産権の消滅時効

→債権又は所有権以外の財産権(例：地上権、地役権)は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する(166 II)。◇

基本知識の確認～契約解除

1 契約の解除の意義

→契約の解除とは、既に締結した契約について、解除事由に基づき発生した解除権を有する一方の当事者が、相手方に対して一方的な意思表示をすることにより契約の効力を消滅させて原状に回復することをいう(540 I, 545 I 本)。契約の解除は単独行為である。契約解除は、契約の拘束力を消滅させて、自己の負担している債務を免れることができるという**機能**がある。○

2 債務不履行を理由とする契約の解除の意義

→債務不履行を理由とする契約解除（541, 542）は、債務者に債務不履行をされた債権者を契約に基づく自己の債務から解放することを**目的**とした制度である。契約解除のこうした目的に鑑みると、債務不履行につき債務者の帰責事由がなくても、債権者は、契約解除の要件（541, 542）を満たす限り、債務不履行を理由に契約を解除することができることになる。○

なお、契約が解除されると、債務者は、契約上の給付を受けられなくなるという点で契約解除は債務不履行に対するサンクション（制裁）にもなるが、これは事実上の反射的効果にすぎず、契約解除の目的は、あくまでも債権者を契約上の債務から解放するところにある。

注：**法改正前**は、債務不履行解除が債務不履行に対するサンクションの一環であることから、債務不履行解除の要件として債務者の帰責性が必要とされていた。一方、**法改正後**は、上記のとおり、債務不履行解除の要件として債務者の帰責性が要求されなくなった。

・債権者の帰責事由による解除権の制限

契約解除は契約の拘束力から債権者を解放して債権者に利益を与える制度であることを考慮し、債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、公平の観点から、債権者は、債務者の債務不履行を理由に契約の解除をすることができない（543）。○

これは、前掲の債権者の帰責事由により債務者の債務が履行不能となった場合は公平観点からその危険を債権者が負担し、債権者は反対給付の履行を拒むことができない旨を規定する536条2項と同じ趣旨の規定である。具体的な事例処理の仕方としては、債権者の帰責事由により債務が履行不能になると、債権者は契約解除をすることはできないし（543）、反対給付の履行を拒絶することができなくなる（536Ⅱ本）。

・債務不履行を理由とする契約解除には、催告による契約解除（541）と無催告解除（542）の2つのものがある。○

3 催告による契約解除の要件 (541)

(1) 概要

→債務者が債務の本旨に従った債務の履行をしない場合（債務不履行の事実が存在する場合）において、債権者は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる（541本）。**ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、契約解除をすることができない**（541但）。そして、解除は、解除権を有する者が、相手方に対する意思表示によってする（540 I）。以上の541条と540条1項の規定から、催告による解除権が発生するのに必要な**実体法上の要件**は、①**債務不履行の存在**、②**催告**、③**相当期間の経過**、④**債務不履行が軽微ではないこと**、⑤**契約解除の意思表示**となる。○

・催告解除（541）の**実体法上の要件**

- ①債務不履行の存在、②催告、③相当期間の経過、④債務不履行が軽微ではないこと、⑤契約解除の意思表示

注：なお、主張立証責任を考慮した場合、④の軽微性は、541条但書の規定により、契約解除の効力を否定する側の当事者が、「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微」であることを主張立証することになる。

*参考条文

(催告による解除)

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 軽微性

→催告による契約解除権の効力発生障害事由となる債務不履行の程度の**軽微性**は、「契約及び取引上の社会通念に照らして」判断しなければならず、その際、債務不履行の程度、催告と相当期間の経過の程度を重要な考慮要素として、債務者が契約を維持する利益と債権者が契約から解放される利益とを比較衡量して、契約を維持する利益が高いといえるときは債務不履行の軽微性が肯定され、契約解除ができないことになる。○

補足すると、契約には拘束力があることを念頭に、判例は、契約を締結した主たる目的の達成に必須の付随義務の不履行があるときは契約の解除を認めるが、契約を締結した主たる目的の達成に必須ではない付随義務の不履行があるに過ぎない場合は、契約解除を認めていなかったところ（最判昭 36. 11. 21）、541条但書はこうした判例を踏襲したものである。

関連問題：司法論文 H23 設問 2

(3) 相当期間の経過

・期限の定めのない債務については、遅滞にするための催告（412Ⅲ）と解除のための催告（541）を1つの催告で同時にできる（大判大 6.6.27）。◇

・催告期間を定めない催告や、不相当な期間を定めた催告をした場合でも、催告後相当期間が経過すれば解除権が発生するとするのが判例である（大判昭 2.2.2，最判昭 31.12.6）。◇ H21-26

メモ：債権者が債務不履行中の債務者に催告をしたがその催告期間が不相当であることから生じる不利益を、債権者と債務不履行をした債務者との利益衡量上、債権者に負わせるべきではないと考えられるので、判例の結論は妥当である。

・買主の履行遅滞による債務不履行を理由に売主が契約解除権を取得したとしても、その解除権の行使前に買主がその債務を履行したときは、売主は、その解除権を行使することができない（大判大 6. 7. 10）。 H29-24

4 無催告による契約解除の要件 (542)

→ 542条は、催告をして債務者に債務の履行をする機会を与えても意味がないような場合を類型化して無催告解除の事由とし、この事由に該当するとはき、債権者は無催告で直ちに契約解除をすることができる旨を定めている。無催告解除をするには、次の無催告解除事由のいずれかに該当し、解除の意思表示をすることが必要となる。○

注：改正法により無催告解除の要件が類型的に明文化された。

*無催告解除の事由 (542 I, II) ~①ないし④

542条1項は契約の全部解除、同2項は一部解除ができる旨を規定する。

メモ：以下の①ないし④を読んで意味を理解しておくことが「○」。なぜ、以下の事由があれば無催告で契約を全部あるいは一部解除できるのかを理解しておけば、条文を丸暗記しなくても、短答、論文ともになんとかなる。

① 履行不能

- ・債務の全部の履行が不能であるときは、契約の全部解除ができる (542 I ①)。
- ・債務の一部の履行が不能である場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、契約の全部解除ができる (542 I ③前)。
- ・債務の一部の履行が不能であるときは、契約の一部解除ができる (542 II ①)。

② 履行拒絶

- ・債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、契約の全部解除ができる (542 I ②)。 H29-24
- ・債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、契約の全部解除ができる (542 I ③後)。
- ・債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときであっても、残存する部分のみでも契約の目的を達成できる場合は、542条1項3号の要件を充足しないため契約の全部解除はできないことになるが、契約の一部解除ができる (542 II ②)。

③ 定期行為

- ・ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したときは、契約の**全部解除**ができる（542 I ④）。

例えば、売買契約に基づくクリスマスツリーの引渡債務であれば、クリスマスツリーはクリスマスのおきになければ意味がないものなので、「契約の性質上」、クリスマスまでに履行されなければならない定期行為といえる（**絶対的**定期行為）。

例えば、買主が特定の日に実施されるビンゴ大会の景品としてパソコンを買った場合、その旨の意思表示が相手方に了承されていれば、その引渡債務は、「当事者の意思表示」により少なくともイベントの前までに履行されなければならない定期行為といえる（**相対的**定期行為）。

注：絶対的定期行為と相対的定期行為 ○

- ・ **絶対的定期行為**とは、例えば、正月用の年賀はがきの売買のように、当事者の意思表示にかかわらず、債権の目的の客観的性質から定期に履行されなければ契約の目的を達成できないものをいう。
- ・ **相対的定期行為**とは、もともとは、債権の目的の客観的な性質からは定期行為とはいえないが、債権者の主観的な動機として、債務が定期に履行されないと契約の目的を達成できないものをいう。相対的定期行為は、絶対的定期行為と異なり、債権者の動機が債務者に表示されてその動機が債務者に了承されないと、債権者と債務者との利益衡量上、債務者の履行遅滞を理由に債権者が無催告解除をすることを正当化できない。なお、単に履行期の定めがあるというだけでは相対的定期行為とはいえない。**債権者**において履行期に履行されなければ契約の目的が達成できないことを債務者に**表示**し、**債務者**がそのことを**了承**して、はじめて、「当事者の意思表示」により、履行遅滞があったときに無催告解除を正当化できる相対的定期行為にされたと評価できる。

④ その他催告をしても意味がない債務の不履行

- ・ 以上に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、契約の**全部解除**ができる（542 I ⑤）。

542条1項5号は、債務について不完全な履行（例：562条や565条の契約不適合）がされたがその追完が**不能**である場合に、その不能の程度を考慮して、契約の目的達成不能のときに契約を無催告解除ができることを想定している。

基本知識の確認～売買・売主の担保責任

1 売買契約の意義

→売買とは、当事者の一方が相手方に対してある財産権を移転し、それに対して相手方が金銭を支払うことを約することで成立する契約をいう（555）。○

・売買契約の性質：**有償、双務、諾成、不要式**

メモ：有償契約→売買以外の有償契約には売買の売主の担保責任の規定が準用（559）

双務契約→同時履行の抗弁権や危険負担の問題が生じうる

諾成契約→契約の成立要件として、当事者の意思表示の合致のみが要求され、要物契約のように物の交付は不要

不要式契約→契約の成立要件として書面性など一定の様式の具備は不要

・売買契約における基本的な権利義務 ○

買主は、売主に対して、売買の代金を支払う義務を負う（555・**代金支払義務**）。

売主は、売買の目的たる財産権を買主に移転する義務（555・**財産権移転義務**）を負う。

売主は、通常は、目的物の引渡しをすることで所有権の移転という売買の本質的義務を果たしたといえるので、財産権移転義務を尽くしたことになる。ただし、権利の移転につき対抗要件制度が採用されている場合、売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての**対抗要件を備えさせる義務**も負う（560）。

注：買主が代金支払義務を負うことは、売主の立場からみると、**売主**は、買主に対して、売買契約に基づく代金支払請求権（555）を有することを意味する。

注：売主が財産権移転義務や権利の移転につき対抗要件を備えさせる義務を負うことは、買主の立場からみると、**買主**は、売主に対して、目的物の引渡し請求権などの売買契約に基づく財産権移転請求権（555）や、所有権移転登記請求権などの対抗要件を具備させることを請求する権利（560）を有することを意味する。

・次頁の**他人物売買**につき、他人物であったことにつき善意の売主に解除権を認める旨の旧法の規定（旧 562）は新法には存在しない。現代においては目的物が他人物かは登記により調査が容易なので、売主が善意であるからといって売主側に契約解除権を認める合理性が乏しいからである。 H25-24

・他人の物の売買 ○

売買の成立要件として売主に目的物の所有権があることは要求されていないため（555参照）、他人の所有権に属する物など他人の権利を売買の目的とした場合でも（他人物売買）、売買の当事者間では債権的に有効であり、売買契約に基づく権利義務（代金支払請求権・555、目的物の引渡請求権・555、登記請求権・560）が生じるが、売主が買主に単に目的物を形式的に引き渡しただけでは目的物の所有権は買主に移転せず売買の本質的義務を果たしたことになるため、売主は、物の権利を取得して買主に移転する義務を負う（561・他人の権利の売主の義務）。そして、売買の目的物が他人所有の特定物である場合、売主が後日その物の権利を取得したときには、当事者の意思表示を要することなく、その物は当然に直ちに買主の所有に帰する（大判大8.7.5）。

売主が前記義務を履行できない場合の処理につき、法改正前は、権利の全部の他人物売買の売主の担保責任（損害賠償・契約解除）を定める特別規定が存在した（旧561）。一方、改正法では、これに相当する規定が存在しない。改正法では、**561条**が、「他人の権利（権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。」としているため、権利の全部の他人物売買の売主がその義務を履行できないときは、債務不履行があったものとして、債務不履行の一般的により処理されることが予定されている（415 Iの債務不履行に基づく損害賠償請求、541や542の債務不履行に基づく契約解除）。

なお、権利の一部が他人物売買のときは、後掲の代金減額請求を認めるなど売主の担保責任の規定を適用した方が妥当な解決が図れるため、担保責任の規定が適用されると解されている。この点は、後掲の2(3)の②を参照。

関連問題：H28 予備論文

(売買)

555 条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(権利移転の対抗要件に係る売主の義務)

560 条 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。

(他人の権利の売買における売主の義務)

561 条 他人の権利（権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

2 売主の担保責任

(1) 意義

→特定物売買でも不特定物売買でも、引き渡された売買の目的物が契約内容に適合しない場合、売買契約上の売主の債務不履行があったものと評価され、売主は、買主に対して、562条以下の担保責任（追完履行義務など）を負う。○

メモ：562条以下の売主の担保責任は、責任発生要件に売主の帰責事由を要求していないため、契約不適合につき債務者（売主）に無過失責任を負わせるものである。また、562条以下の売主の担保責任は、415条1項但書の免責事由（結果債務では不可抗力が免責事由）に相当する規定を置いていないため、引き渡された物の契約不適合が、不可抗力によるものであっても、売主は免責されない。契約内容の不適合が、たとえ不可抗力によるものであっても、買主は契約に適合する物の引渡しを受けられなかった以上、買主に履行の追完請求、代金減額請求を認めるのが妥当だからである。**ただし、買主が売主に債務不履行に基づく損害賠償請求**までするには、利益衡量上、売主（債務者）の帰責事由が要求すべきであるため、債務不履行に基づく損害賠償請求権の規定の準用する形で、このことが明文化されている（564, 415 I）。以上の売主の責任の内容の詳細は、この後の「(2)」以下で説明する。

- ・売主の担保責任に関する規定は、賃貸借、交換、請負など売買以外の有償契約にも、契約の性質上、準用が許されないと解されるものを除いて、準用される（559参照）。○
なお、贈与契約は有償契約ではないので売主担保責任に関する規定は準用されない。

注：法改正前は、売主の担保責任の法的性質につき、法定責任説と契約責任説とで対立していたが、562条以下の規定は、追完請求を認めるなど売主の担保責任が契約内容に適合しない物を引き渡したことについての売主の債務不履行責任であるとの契約責任説に立った規定となっている。

また、損害賠償請求権と契約解除につき、**法改正前**は、債務不履行を根拠とするものと、売主の担保責任を根拠とするものに**区別**され、債務者の帰責事由の要否や損害賠償の範囲（信頼利益・履行利益）など要件や効果で差異があったが、**法改正後**は、売主の担保責任を定める564条が、債務不履行に基づく損害賠償請求権と契約解除の規定を準用しているため、要件と効果が統一された。要するに、売主の担保責任として、買主が売主に損害賠償請求や契約解除ができるかは、債務不履行に基づく損害賠償請求権や、債務不履行に基づく契約解除の要件を充足するか否かで決まるということである。○

(2) 売買の目的とされた物についての契約内容不適合

→売買契約に基づいて引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、買主は、売主に対し、次の①ないし④の請求をすることができる（562以下）。なお、買主の善意・悪意は問われない。○

- ・目的物の種類の不適合とは、注文した目的物の種類と引き渡された目的物の種類が適合しないことをいい、例えば、味噌ラーメンを注文したら、醤油ラーメンが引き渡された場合が挙げられる。
- ・目的物の品質の不適合とは、引き渡された目的物が、(ア)その種類の物が通常有する性能を有していないこと、あるいは、(イ)当事者間で特別の品質を明示又は黙示に合意していたときはその品質を有していないことをいう。○
- ・目的物の数量の不適合とは、引き渡された目的物の数量が契約内容に適合しないことをいう。
- ・メモ：法改正前の下で、当事者間で売買の目的物が実際に有する数量を確保するために、一定の面積、容積、重量、員数、尺度があることを売主が買主に表示し、その数量を基礎に代金額が定められたものを判例法理により数量指示売買といい、こうした売買につき特別の担保責任の規定が存在した（旧 565）。しかし、改正法の下では、こうした意味の数量指示売買だけでなく、単純に一定の数量を引き渡す旨の売買契約の目的物が契約内容に適合しないときでも、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」に該当するものとして、562条以下の担保責任の規定が適用されるので、数量指示売買とそれ以外の売買とを区別する実益がなくなった。こうした区別は、契約不適合の有無の判断の際に考慮される事項にとどまる。
- ・法改正前は売買の目的物に瑕疵がある場合に売主が負う責任は瑕疵担保責任（旧 570）といわれていた。法改正前の瑕疵担保責任は、特定物の品質に契約内容の不適合がある場合に適用されていた。法改正前は、目的物の数量不足や、権利の瑕疵などその他の契約不適合につき個別に担保責任の規定を設けていた。一方、法改正後は、目的物が特定物・種類物であるかを問わず、また、品質に限らず、種類、数量が契約内容に適合しないときは、目的物についての契約不適合責任が生じ、権利が契約内容に適合しないときは権利についての契約不適合責任が生じるものとして、担保責任の規定が大きく2つに整理された。

- ① 目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる（562 I 本・**追完請求権**）。○

ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる（562 I 但）。△

- ② 買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる（563 I ・**代金減額請求権**）。○

メモ：契約はその内容どおり履行されるのが契約当事者の意思に最も適合した妥当な結論となると考えられるので、いきなり代金減額請求をするのではなく、まずは、契約内容どおりの債務の履行を追完請求すべきである。そのため、代金減額請求の要件として催告を要求した。

- ・次に掲げる場合には、催告しても追完される見込みがないか追完されても意味がないため、買主は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる（563 II）。○

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合〔定期行為〕において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 上記一ないし三の場合のほか、買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

注：代金減額請求に履行の追完の催告を要するかは、**契約解除**における催告の要否と**同様の観点から区別**されている。

- ③ 債務不履行の規定による**損害賠償請求権**（564, 415 以下）○

注：債務不履行に基づく損害賠償請求権の規定が準用されている。したがって、③の請求だけは他の請求と異なり債務者の帰責事由が必要となる（415 I 但参照）。この損害賠償請求権の法的性質は、債務不履行に基づく損害賠償請求権であるため、損害賠償の範囲は、同請求権と同様のものとなる。したがって、信託利益だけでなく履行利益の損害賠償請求ができる。

- ④ 債務不履行の規定による**契約解除**（564, 541・542）○

注：債務不履行に基づく契約解除の規定が準用されている。

*物の契約不適合についての条文

(買主の追完請求権)

第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(買主の代金減額請求権)

第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

・買主に対する制裁の規定 ○

契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、履行の追完の請求、代金減額請求、契約解除をすることができない(562Ⅱ, 563Ⅲ, 543)。

メモ：買主が損害賠償請求をする場合は418条の過失相殺の規定が適用される。

- ・契約不適合責任は、買主保護のための制度なので、引き渡した物の数量が契約した数量より多い場合でも、売主は、563条の類推適用を理由として代金の増額請求をすることはできないと解されている。法改正前の判例が、数量指示売買で数量超過があっても売主は代金増額請求をすることができないとしていたのが参考になる（**最判平13.11.27**）。△ H25-24

(3) 売買の目的とされた権利についての契約内容不適合

→売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）は、562条から564条までの規定により、買主は、①追完請求権（565, 562）、②代金減額請求権（565, 563）、③損害賠償請求権（565, 564, 415以下）、④契約解除権（565, 564, 541・542）を行使することができる（565）。○

* **権利の契約不適合**には大きく次の2つのものがある（①と②）。

① **売主が買主に移転した権利が契約内容に適合しない場合**（565）

例：契約内容に反して、売買の目的物に地上権、地役権、留置権、質権など目的物の占有を妨げる物権が存在している場合や、売買の目的物たる不動産に対抗力がある他人の賃借権が設定されている場合 ○

例：売買の目的となった建物のために存在するとされていた敷地利用権（地上権、土地賃借権）が存在しない場合 ○

例：売買の目的となった土地（要役地）のために存在するとされた地役権が存在しない場合

② **売主が買主に権利の一部を移転しない場合**（565 括弧書）

例：売買の目的物とされた不動産の一部が売主以外の他人所有物であった場合（一部他人物売買） ○

メモ：他人の物の売買の項目で説明したが、全部他人物売買のときに売主が義務を尽くせない場合は、追完請求をしても履行されることはないだろうし、権利の全部を取得できない以上、代金減額請求をしても意味がなく、端的に、債務不履行を根拠に、契約を解除したり、損害賠償請求をしたりすればよい。したがって、全部他人物売買の事例には、565条の担保責任の規定は適用しない。債務不履行の一般規定により処理する（415 I の損害賠償請求、541・542 の契約解除）。○

* 権利の契約不適合についての条文

（移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任）

第五百六十五条 前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。

(4) 権利行使の期間制限

→買主が売主の担保責任を追及できる権利には期間制限があるものとないものがある。

***期間制限があるもの** ～売買の目的物の種類又は品質に契約不適合がある場合 ○
売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、売主の担保責任の追及（履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求、契約解除）をすることができない（566本）。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない（566但）。

- ・買主が売主に担保責任を追及するのに買主に一定期間内に通知義務を課した趣旨は、買主から担保責任の追及された売主に対して防御のための証拠を確保する機会を付与するところに求められる。この趣旨を実現するために、一方で、担保責任を追及する買主に対して、自己の権利の保存のための通知義務を課したものである。買主が権利を保存するためにすべき「通知」の内容は、単に契約不適合があるとして抽象的な通知をするだけでは足りないが、売主に証拠確保の機会を付与できる程度のものであれば足りるため、細目まで通知する必要はなく、相手方が不適合の内容を把握することが可能な程度の事実を通知すれば足りると解されている。

注：法改正前は、買主が瑕疵（契約不適合）を知ったときから1年を経過するなど一定期間の経過により、担保責任が当然に消滅する扱いがされていた。一方、改正法は、一定期間の経過により当然消滅という構成ではなく、買主に対して契約不適合を知ったときから1年以内の通知義務を負わせ、その義務違反により担保責任を追及する権利を失権するという構成を採用している（通知の懈怠による失権）。◇

*期間制限に関する条文（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

第五百六十六条 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

・消滅時効の適用の可否

566条の1年の期間は**除斥期間**と解されている。この期間制限の規定は、消滅時効の規定の適用を排除する趣旨のものではない。買主が目的物の**引渡しを受けた時**が「**権利を行使できる時**」(166 I ②)として**消滅時効の起算点**(客観的起算点)となり、目的物の引渡しを受けた買主が契約不適合に気付いていなくても、引渡しを受けた時点から10年が経過すると、契約不適合を理由とする買主の権利は時効消滅(166 I ②)すると解されている(最判平13.11.27の理論は法改正後にも妥当)。◇

- ・平成13年最高裁判決は、法改正前の瑕疵担保責任(売買の目的物に瑕疵があるときの売主の担保責任)に基づく「損害賠償請求権については、買主が事実を知った日から1年という除斥期間の定めがあるが〔旧570, 旧566Ⅲ〕、これは法律関係の早期安定のために買主が権利を行使すべき期間を特に限定したものであるから、この除斥期間の定めがあることをもって、瑕疵担保による損害賠償請求権につき同法167条1項〔債権の消滅時効の旧条文〕の適用が排除されると解することはできない。さらに、買主が売買の目的物の**引渡しを受けた後**であれば、遅くとも通常の消滅時効期間の満了までの間に**瑕疵を発見**して損害賠償請求権を行使〔改正法の下では566条の**契約不適合の「通知」**〕することを**買主に期待しても不合理でない**と解されるのに対し、瑕疵担保による損害賠償請求権に**消滅時効の規定の適用がないとすると、買主が瑕疵〔物に契約不適合があること〕に気付かない限り、買主の権利が永久に存続**することになるが、これは**売主に過大な負担**を課するものであって、**適当といえない。**」と判示している。

*期間制限がないもの ○

- ① 売買の**目的物の数量に不適合**があるときは、不適合が外見上明らかであるため、買主と売主との利益衡量上、期間制限により担保責任を追及されないという利益を売主に与えるべきではない。そのため、期間制限の規定が置かれていない(566本参照)。
- ② 売主が買主に移転した**権利に不適合**がある場合(例: 売買の目的たる土地に地上権など他人の占有権原を基礎付ける権利が付着している場合など)も、登記簿などにより売買の目的物に設定されている用益物権等の対抗要件の有無を確認することで、契約不適合を比較的容易に判別できるため、買主と売主との利益衡量上、期間制限により担保責任を追及されないという利益を売主に与えるべきではない。そのため、期間制限の規定が置かれていない。

*担保責任に関するその他の条文

(競売における担保責任等)

第五百六十八条 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この条において単に「**競売**」という。）における買受人は、第五百四十一条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六十三条（第五百六十五条において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、**契約の解除**をし、又は**代金の減額を請求**することができる。 H28-24

メモ：競売は目的物の所有者の意思にかかわらず強制的に実施されるものであるため、競売の目的物や権利が競売の手続の上で想定されていたものに適合しなかったとしても、所有者に対して、追完履行義務や損害賠償義務を負わせるのは相当ではないということが配慮され、買受人は、追完履行請求や損害賠償請求をすることができない（損害賠償請求については3項に例外あり）。

- 2 前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 3 前二項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知らずながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができる。
- 4 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

メモ：競売手続の安定性確保の観点から、物の瑕疵に関する売主の瑕疵担保責任を規定する旧570条の規定が競売に適用されなかったことを引き継いだ規定である。すなわち、ぱっと見て分かる数量の不適合や、登記簿等で確認できる権利の不適合と比べると、物についての種類又は品質の不適合は発見しづらいため、競売手続の安定性確保のために、競売においては、物についての種類又は品質の不適合を理由に担保責任を追及できないこととした。条文上当然であるが、目的物の数量の不適合や、権利の不適合については、568 I の担保責任の規定が適用される。 H18-1

(債権の売主の担保責任)

第五百六十九条 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の時における資力を担保したものと推定する。

メモ：債権は債務者の経済上の都合により弁済されない危険を潜在的に抱えていることを考慮し、債権の売主は原則として担保責任を負わないことを不文の原則として、ただ、債権の売主が債務者の資力を特に担保したときは、569条1項により、契約の時における資力を担保したものと推定される。569条1項は、同条2項との比較で、弁済期が到来している債権を売った場合を想定している。なお、同条2項は、弁済期未到来の債権を売った場合の規定である。

- 2 弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済期における資力を担保したものと推定する。

(抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求)

第五百七十条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

メモ: 旧法では売買の目的物とされた不動産に存在した先取特権や抵当権が実行されて買主が所有権を失った場合は買主に契約解除権を認める旨の規定（旧 567）があった。しかし、新法では、売買の目的物たる不動産に抵当権が設定されていることが、売買の当事者間で納得していたのであれば、それを前提に代金額が安く設定されているはずなので、買主に解除権を認める必要はないため、旧法の解除権は廃止され、新法 570 条により対処することにした。 H18-1

なお、当事者間で売買の目的物たる不動産に抵当権が設定されていることを話題にせず、抵当権が設定されていないことを前提に売買をしたなど、引き渡された売買の目的物たる不動産に抵当権が設定されていることが、売買契約の内容に適合しないときは、買主は、権利の不適合を理由に担保責任（565）を追及することができる。

(担保責任を負わない旨の特約)

第五百七十二条 売主は、第五百六十二条第一項本文又は第五百六十五条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。 H18-1

短答試験の過去問

今回学習した基本知識を活用して、この後に掲載した短答過去問を検討していきます。問題・解説は、LECが出版している体系別過去問集から抜粋したものです。

問題1 H19-6 司法

問題2 H29-24 (予備はH29-10) 司法・予備 共通問題

問題3 H18-1 司法

問題4 H23-25 (予備はH23-10) 司法・予備 共通問題

問題5 H25-24 (予備はH25-11) 司法・予備 共通問題

[調整余白]

第69問

消滅時効の起算点

実施日	/	/	/
チェック			

配点

2

出題年度

平成19年 同第6問

要求能力



消滅時効に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。 **改題**

1. 確定期限の定めのある債権の消滅時効は、その期限が到来した時から進行する。
2. 不確定期限の定めのある債権の消滅時効は、債務者が期限の到来を知った時から進行する。
3. 債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求することができる時から進行する。
4. 割賦払債務について、債務者が割賦金の支払を怠ったときは債権者の請求により直ちに残債務全額を弁済すべき旨の約定がある場合には、債務者が割賦金の支払を怠った時から、残債務全額についての消滅時効が進行する。
5. 留置権者が留置物の占有を継続している間であっても、その被担保債権についての消滅時効は進行する。

第69問

消滅時効の起算点

難易度

★☆☆

正解

4

部分点

—

- 1 ○ 債権の10年の消滅時効期間は、「権利を行使することができる時」から進行する（客観的起算点、166 I ②）。そして、この「権利を行使することができる時」とは、**権利の行使に法律上の障害がなくなった時**を意味し、法律上の障害とは、期限の未到来のように法律上権利を行使することができないことをいう。この点、確定期限の定めのある債権については、その期限が到来した時に権利の行使に法律上の障害がなくなったといえるから、この債権の消滅時効は、その期限が到来した時から進行する。よって、本肢は正しい。なお、客観的起算点とは別に、「**債権者が権利を行使することができることを知った時**」（主観的起算点、166 I ①）には、**5年**を時効期間とする消滅時効が進行する。
- 2 ○ 肢1の解説を前提にすると、不確定期限の定めのある債権については、たとえ債権者が権利を行使し得ることを知らなくても、その期限が到来した時に権利の行使に法律上の障害がなくなったといえる（大判昭12.9.17参照）から、この債権の客観的起算点（166 I ②）は、その期限が到来した時となり、この時から10年の消滅時効が進行する。もっとも、不確定期限の定めのある債権の主観的起算点（166 I ①）は、債務者が期限の到来を知った時であり、この時から5年の消滅時効が進行する。よって、本肢は正しい。
- 3 ○ 判例（最判平10.4.24）は、履行不能に基づく債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、**本来の債務の履行を請求することができる時**としている。この理由として、上記判例は、「契約に基づく債務について不履行があったことによる損害賠償請求権は、本来の履行請求権の拡張ないし内容の変更であって、**本来の履行請求権と法的に同一性を有すると見ることができる**」ことを挙げている。よって、本肢は正しい。
- 4 ✕ 判例（最判昭42.6.23）は、「割賦金弁済契約において、割賦払の約定に違反したときは債務者は債権者の請求により償還期限にかかわらず直ちに残債務全額を弁済すべき旨の約定が存する場合には、**一回の不履行があつても、各割賦金額につき約定弁済期の到来毎に順次消滅時効が進行し、債権者が特に残債務全額の弁済を求める旨の意思表示をした場合にかぎり、その時から右全額について消滅時効が進行する**」と判示している。よって、債務者が割賦金の支払を怠った時から、残債務全額についての消滅時効が進行するとする点で、本肢は誤っている。
- 5 ○ 判例（最大判昭38.10.30）は、留置権と消滅時効の関係に関する300条の「趣旨は、**留置権によって目的物を留置するだけでは、留置権の行使に止り、被担保債権の行使ではないから、被担保債権の消滅時効の中断** [注：更新]、停止 [注：完成猶予] の効力を生ずるものでない」としている。よって、本肢は正しい。なお、上記判例は、留置権の抗弁は、被担保債権の債務者が原告である訴訟において提出された場合には、当該債権について、「催告」（150 I）としての消滅時効の中断（改正民法下では完成猶予）の効力を有するとしている。

以上より、誤っている肢は4であり、正解は4となる。

第288問

契約の解除

実施日	/	/	/
チェック			

配点

2

出題年度

平成29年

同 第24問
予 第10問

要求能力

知識

売買契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 債務不履行を理由に売買契約が解除された場合において、その債務不履行の時から10年を経過したときは、解除による原状回復請求権の消滅時効が完成する。
- イ. 売主が目的物を引き渡し、買主が代金の一部を支払った場合において、債務不履行を理由に売買契約が解除されたときは、売主の目的物返還請求権と買主の代金返還請求権とは、同時履行の関係にない。
- ウ. 売主が目的物を引き渡したが、買主が代金を履行期の経過後も支払わない場合において、売主が買主に対して相当の期間を定めて債務の履行の催告をしたとしても、売主がその催告に際して履行がなければ解除する旨の通知をしていないときは、売主は、相当期間の経過後も当該売買契約を解除することができない。
- エ. 売主が目的物を引き渡したが、買主が代金を履行期の経過後も支払わない場合において、売主が買主に対して相当の期間を定めて代金の支払を催告したにもかかわらず、買主が代金の支払を拒絶する意思を明確に表示したときは、売主は、相当の期間が経過する前であっても、当該売買契約を解除することができる。
- オ. 買主の債務不履行を理由に売主が解除権を取得したとしても、その解除権の行使前に買主がその債務を履行したときは、売主は、その解除権を行使することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

第288問 正解	契約の解除	正答率	66.0%
	5	部分点	—

ア × 債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間行使しないとき（166 I ①）、又は権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間行使しないとき（同 I ②）は、時効によって消滅する（同 I 柱書）。この点、**解除による原状回復請求権の消滅時効の客観的起算点**に関して、判例（大判大7.4.13）は、**解除の時**から消滅時効が進行する旨判示している。よって、債務不履行の時から10年を経過したときは、解除による原状回復請求権の消滅時効が完成するとする点で、本肢は誤っている。

参考文献 潮見・全・109～110頁、潮見・債権各論 I・59頁

イ × 契約の各当事者は、契約の解除により原状回復義務を負う。そして、各当事者の原状回復義務は、同時履行の関係に立つ（546・545）。よって、売主の目的物返還請求権と買主の代金返還請求権とは、同時履行の関係にないとする点で、本肢は誤っている。

ウ × 判例（大判昭15.9.3）は、履行遅滞による契約解除のための催告（541本文）にあたっては、債務者に対して債務の履行を促せば足り、履行がなければ解除する旨の通知までは必要ないとしている。よって、履行がなければ解除する旨の通知をしていないときは、売主は、当該売買契約を解除することができないとする点で、本肢は誤っている。

エ ○ 542条1項各号に該当する事由がある場合には、債権者は、541条の**催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる**（542 I 柱書）。542条1項各号は、いずれも債務不履行により契約の目的を達成することが不可能になったと評価でき、債権の満足を得ることができない蓋然性が大きい場合を列举している。そして、542条1項2号は、「**債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき**」と規定している。したがって、買主が代金の支払を拒絶する意思を明確に表示したときは、売主は、相当の期間が経過する前であっても、当該売買契約を解除することができる（542 I 柱書、同②）。よって、本肢は正しい。

オ ○ 判例（大判大6.7.10）は、**催告期間を経過した後**であっても、**債権者が解除の意思表示をする前**に、債務者が遅延賠償とともに完全な履行又は履行の提供をした場合には、解除権は消滅する旨判示している。よって、本肢は正しい。

以上より、正しい肢はエとオであり、正解は5となる。

肢別の 選択率	1	2	3	4	5
	4.1%	23.1%	2.0%	4.1%	66.0%

第297問

売主の担保責任

実施日	/	/	/
チェック			

配点

2

出題年度

平成18年 同 第1問

要求能力

知識

売主の担保責任に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。改題

1. 担保責任を免除する特約を結ぶことはできるが、その場合も、目的物について売主が自分で第三者のために設定した権利があったときは、売主は、責任を免れない。
2. 目的物に地上権による制限があった場合の担保責任追及には期間制限があるが、抵当権の行使によって買主が権利を失った場合の担保責任追及には期間制限がない。
3. 競売も売買であるから、担保責任は通常の売買と同じように課される。

改題

4. 数量指示売買において数量が多すぎた場合、売主は、民法の担保責任の規定の類推適用を根拠として代金増額を請求することはできない。
5. 代金の一部だけを支払った段階で目的物についての種類又は品質に関する契約内容の不適合が明らかになり、損害賠償請求が認められる場合には、買主は、残代金の支払について、損害賠償との同時履行の抗弁を主張することができる。改題

第297問

正解

売主の担保責任

難易度

★★☆

2 3 (順不同)

部分点

—

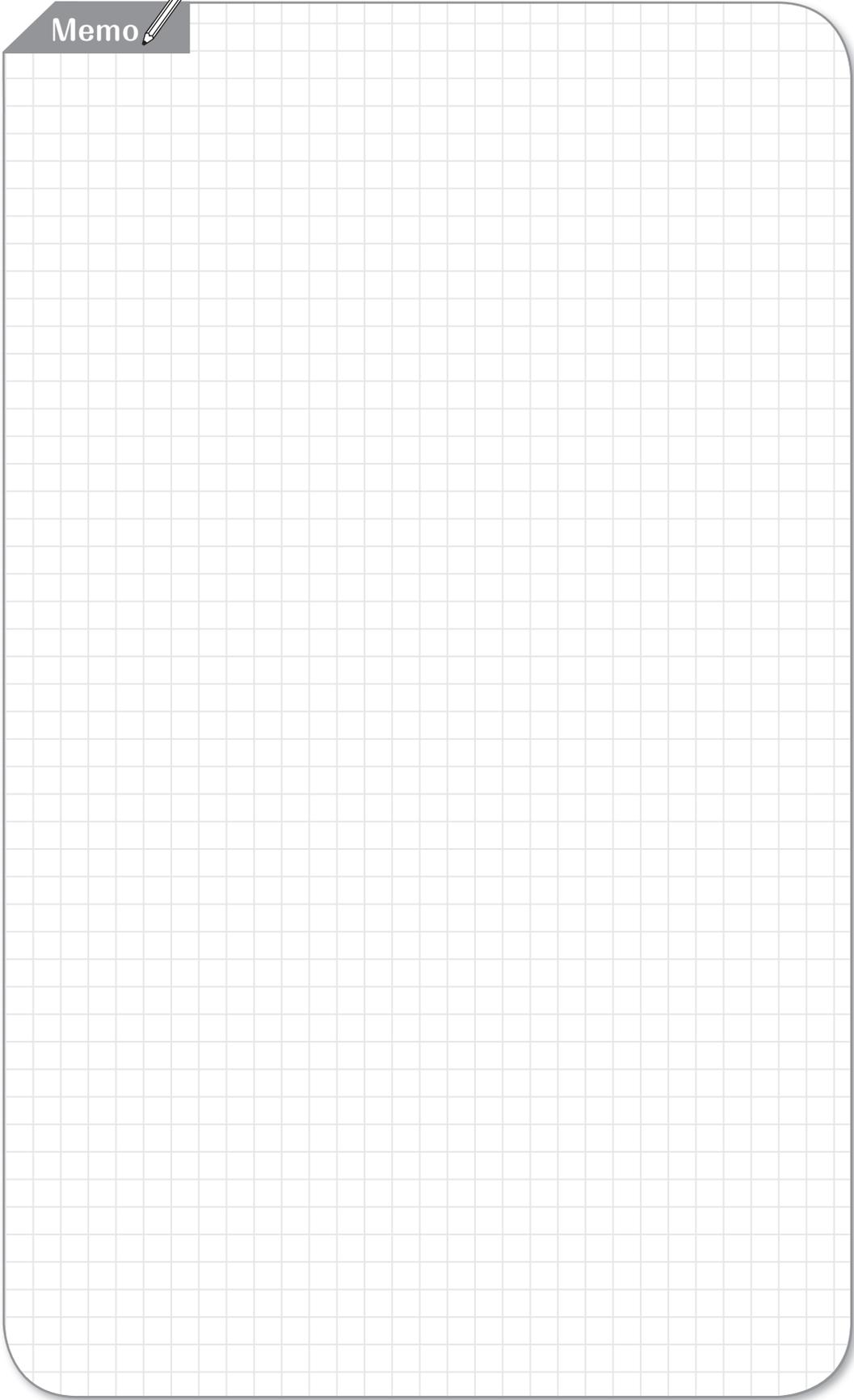
- 1 ○ 572条は、「売主は、第562条第1項本文又は第565条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない」と規定している。よって、本肢は正しい。
- 2 × 目的物に地上権による制限があった場合は、「売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合」(565)に当たるから、権利に関する契約内容の不適合(565参照)が発生していることになる。もっとも、この場合の担保責任追及については、目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間制限(566)は適用されない。これは、売主が契約内容に適合した権利を移転したという期待を抱くことは想定し難いこと、短期間で契約内容の不適合の判断が困難になるともいえないこと、との理由に基づく。他方、**抵当権の行使によって買主が権利を失った場合**については、担保責任自体の規定がなく(改正前民法567条1項・3項は削除された)、**債務不履行の一般原則(415)によって処理される**。そのため、当然に担保責任の追及に係る期間制限はない。よって、目的物に地上権による制限があった場合の担保責任追及には期間制限があるとする点で、本肢は誤っている。なお、目的物に地上権による制限があった場合も、**抵当権の行使によって買主が権利を失った場合も、損害賠償等の権利の行使について、債権の消滅時効に関する一般原則(166 I ①②)が適用される**。
- 3 × 競売の担保責任については、通常の売買と異なる規定が定められている。具体的には、**競売の目的物に種類又は品質に関する不適合があっても、解除や代金の減額を請求することはできない(568 IV・同 I)**。他方、権利に関する不適合がある場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる(同 II)。また、債務者が物若しくは権利の不存在を知りながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができる(同 III)。よって、担保責任は通常の売買と同じように課されるとする点で、本肢は誤っている。
- 4 ○ 改正前民法下の判例(最判平13.11.27)は、数量指示売買において数量が超過する場合に、売主は、超過部分の代金を支払う旨の合意があれば別として、代金減額請求について規定した改正前民法565条の類推適用を根拠として、代金の増額を請求することはできないとしている。売買の担保責任の趣旨は、取引の安全を図る点にあるところ、売主に代金増額請求を認めることはかかる趣旨に反するからである。そして、この判例の趣旨は、改正民法下においても妥当すると考えられており、**563条の類推適用を根拠として代金増額を請求することはできな**

いと解されている。よって、本肢は正しい。

参考文献 潮見・債権各論 I・98頁

- 5 ○ **引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、目的物の修補・追完等（562 I）や代金減額請求（563）のみならず、債務不履行に基づく損害賠償も請求することができる（564, 415）。そして、債務の履行（追完）に代わる損害賠償の債務の履行についても、同時履行の抗弁が認められている（533本文かっこ書）。したがって、残代金の支払債務と損害賠償請求権を有する買主は、同時履行の抗弁を主張できる。よって、本肢は正しい。**

以上より、誤っている肢は2と3であり、正解は2と3（順不同）となる。



第299問

売主の担保責任

実施日	/	/	/
チェック			

配点

2

出題年度

平成23年

同第25問
予第10問

要求能力

知識

不動産の売買契約における売主の担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

改題

- ア. 売買の目的物に瑕疵があった場合、買主が瑕疵があることを知らずに目的物を買受けた以上、隠れた瑕疵といえる。 **没肢**
- イ. 売買の目的物に種類又は品質に関する契約内容の不適合があった場合、その不適合の存在により催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、買主は、契約を解除することができる。 **改題**
- ウ. 売買の目的物に種類又は品質に関する契約内容の不適合があり、買主がそのことを理由に契約を解除することができる場合、買主は、契約を解除するとともに、売主に対して損害賠償を請求することもできる。 **改題**
- エ. 買主が売主に対して目的物の種類又は品質に関する担保責任に基づいて契約の解除又は損害賠償を請求する場合、買主は売買契約が成立した時から1年以内にこれをしなければならない。 **改題**
- オ. 中古の建物について強制競売が行われた場合、その建物の買受人は、その建物の元の所有者に対し、その建物に種類又は品質に関する不適合があることを理由として損害賠償を請求することができる。 **改題**
1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

第299問

正解

売主の担保責任

3

正答率

参	同	94.0%
予	予	82.0%

部分点

—

- ア** **没** 改正民法下では、隠れた瑕疵かどうか（目的物が通常備えるべき品質・性状を有していないことに関して買主が善意・無過失かどうか、改正前570参照）については問題とならなくなり、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるかどうか、売主の担保責任の発生の有無を区別するものとなった。よって、隠れた瑕疵に関する知識・理解を問う本肢は、問題として成立せず、没肢となる。
- イ** **○** 売買の目的物に種類又は品質に関する契約内容の不適合がある場合、買主は、契約内容通りの債務の履行をするよう催告をすることができるが（541本文）、債務者がその債務の履行をせず、債権者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる（564, 542 I ⑤）。よって、本肢は正しい。
- ウ** **○** 売買の目的物に種類又は品質に関する契約内容の不適合がある場合、買主は、541条・542条の規定により契約を解除することができるときであっても、**損害賠償の請求を同時にすることは妨げられない**（564, 415）。よって、本肢は正しい。
- エ** **×** 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその**不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しない**ときは、買主は、その不適合を理由として、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない（566本文）。この規定は、債権の消滅時効に関する一般原則（166 I）を排除するものではない。すなわち、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知した場合には、**買主がその不適合を知った時（主観的起算点）から5年の消滅時効に服する**。また、買主が売買の目的物の引渡しを受けた時から10年の消滅時効が進行するとの判例法理（最判平13.11.27/百選Ⅱ〔第8版〕〔53〕）も妥当し、買主は、**引渡し時（客観的起算点）から10年の消滅時効に服する**。いずれにせよ、買主は売買契約が成立した時から1年以内に解除権や損害賠償請求権を行使しなければならないことはない。よって、売買契約が成立した時から1年以内にこれをしなければならないとする点で、本肢は誤っている。
- オ** **×** 競売における買受人は、一定の場合には解除や損害賠償請求をすることができるが（568 I Ⅲ）、**目的物の種類又は品質に関する不適合については、それらは制限されている**（同Ⅳ）。なぜなら、競売手続においては目的物にある程度の損傷等があることを織り込んで買受けが行われるし、**競売の結果の安定性を図る必要がある**からである。よって、種類又は品質に関する不適合があることを理由として損害賠償を請求することができるとする点で、本肢は誤っている。

参考文献 中田・契約・327頁

以上より、正しい肢はイとウであり、正解は3となる。

第300問

配点

2

売主の担保責任

実施日	/	/	/
チェック			

出題年度

平成25年

同第24問
予第11問

要求能力

知識

売主の担保責任に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。 **改題**

1. 他人の土地の売買において、売主がその土地を取得して買主に移転することができない場合であっても、契約の時に売主がその土地が自己に属しないことを知らなかったときは、売主は、契約の解除をすることができる。
2. 売買の目的物である建物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその滅失を知らなかったときは、買主は、その滅失していた部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。
3. 判例によれば、数量を指示してした土地の売買において数量が超過する場合には、売主は、数量が不足する場合の代金の減額に関する民法の規定の類推適用により、代金の増額を請求することができる。
4. 売買の目的物である土地のために存すると称した地役権が存しなかった場合における買主の契約の解除は、買主が事実を知った時から1年以内に行なければならない。
5. 競売の目的物である土地が留置権の目的である場合において、買受人は、そのことを知らず、かつ、そのために買受けをした目的を達することができないときであっても、契約の解除をすることができない。 **改題**

第300問

正解

売主の担保責任

正答率

参	同	62.0%
予	予	54.6%

2

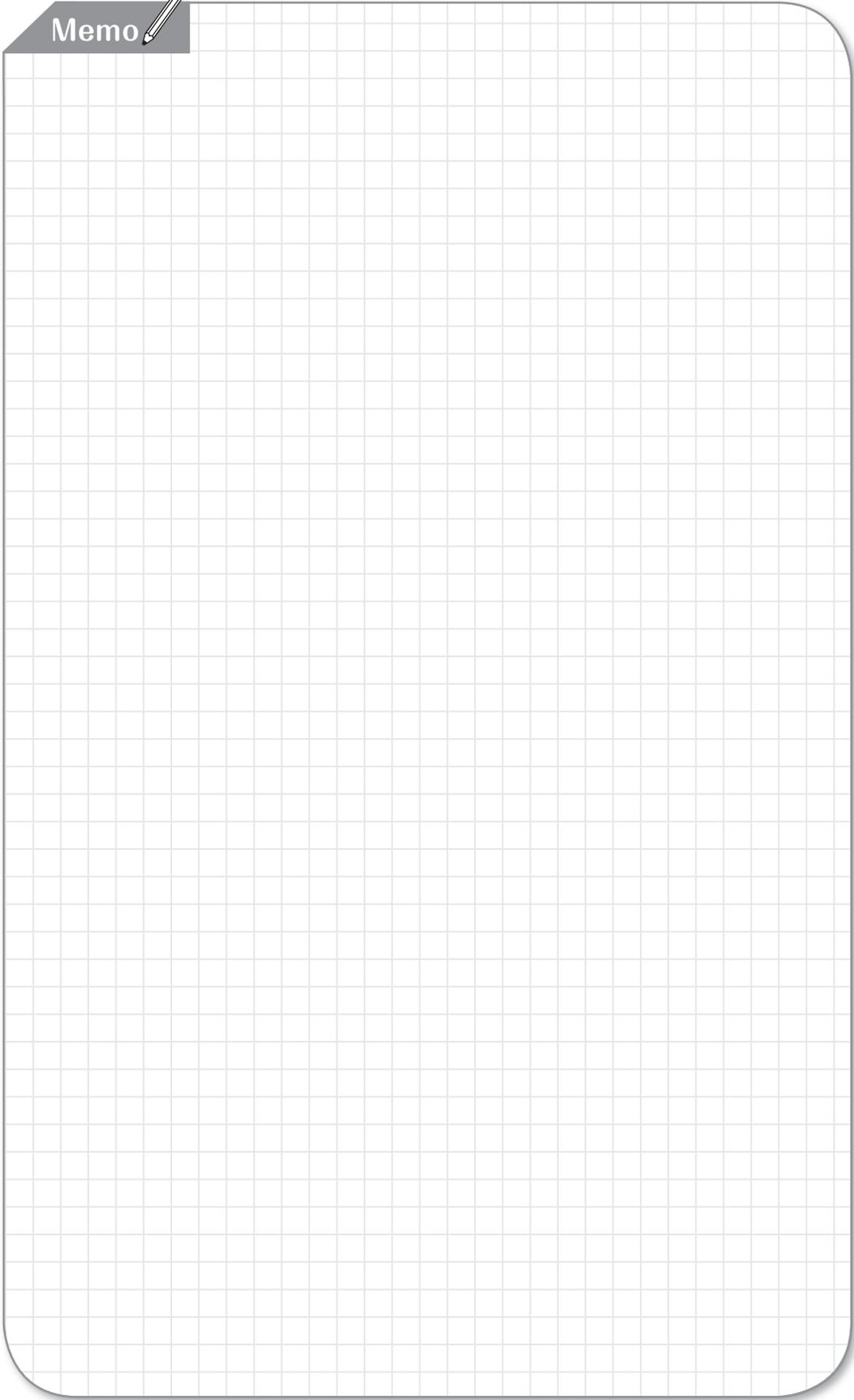
部分点

—

- 1 他人の土地の売買において、売主がその土地を取得して買主に移転することができない場合、買主は、債務の全部の履行が不能であることを理由として、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる（561, 542 I ①）。他方、本肢のような場合に、**売主側の解除権を認めた規定はなく**（平成29年民法（債権関係）改正により、売主側の解除権を認めていた改正前民法562条は削除された）、売主が他人物売買の目的となっている土地が自己に属しないことを知らなかったときであっても、契約の解除をすることはできない。よって、契約の解除をすることができるとする点で、本肢は誤っている。
- 2 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補等による履行の追完を請求することができる（562 I 本文）。そして、買主が履行の追完の催告をしたにもかかわらず、履行の追完がなされないときや、履行の追完が不能であるとき等は、買主は、契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる（563 I, 同 II ①）。この点、売買の目的物である建物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその滅失を知らなかったときは、当該建物は契約の内容に適合しないものと認められる。したがって、買主は、履行の追完の催告をしたにもかかわらず、履行の追完がなされなかった場合や、履行の追完が不能である場合には、その滅失した部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。よって、本肢は正しい。
- 3 改正前民法下の判例（最判平13.11.27）は、数量指示売買において数量が超過する場合に、売主は、超過部分の代金を支払う旨の合意があれば別として、代金減額請求について規定した改正前民法565条の類推適用を根拠として、代金の増額を請求することはできないとしている。売買の担保責任の趣旨は、取引の安全を図る点にあるところ、売主に代金増額請求を認めることはかかる趣旨に反するからである。そして、この判例の趣旨は、改正民法下においても妥当すると考えられており、**563条の類推適用を根拠として代金増額を請求することはできない**と解されている。よって、代金の増額を請求することができるとする点で、本肢は誤っている。
- 参考文献** 潮見・債権各論 I・98頁
- 4 売主が**種類又は品質**に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその**不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しない**ときは、買主は、その不適合を理由として、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない（566本文）。しかし、**権利に関する契約内容の不適合の場合、この規定は適用されず、債権の消滅時効に関する一般原則（166 I）**

に服するのみとなる。すなわち、地役権が存しなかったことを知った時（主観的起算点）から5年の消滅時効に服するとともに、買主が土地の引渡しを受けた時（客観的起算点）から10年の消滅時効に服する。よって、買主の契約の解除は、買主が事実を知った時から1年以内にしなければならないとする点で、本肢は誤っている。

- 5 **×** **競売における買受人**は、541条及び542条並びに563条（565条において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、**契約の解除をすることができる**（568 I）。この点、競売の目的物である土地が留置権の目的であり、買受人がそのことを知らず、かつ、そのために買受けをした目的を達することができないときは、移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（565）に当たる。したがって、買受人は、契約を解除することができる（542 I ⑤参照）。よって、契約の解除をすることができないとする点で、本肢は誤っている。
- 以上より、正しい肢は2であり、正解は2となる。



矢島の速修インプット講座受講生 2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

速修インプット講座を受講することで、**短期間で、司法試験合格に必要な知識を網羅的に復習できた点が良かった**と感じました。私は予備試験合格後にも、知識があやふやな部分、誤った理解をしていた部分があることに気づき、このまま司法試験に臨むのは不安であると感じていました。しかし、その時点で司法試験までは半年ほどしかありませんでした。そこで、この講座を受講し、短期間で網羅的に試験範囲を復習しようと考えました。結果としては、3ヶ月ほどで7科目を2周することができ、その分問題演習の時間を十分に確保することが出来ました。また、講座を担当されている矢島先生が、**司法試験の内容を正確に分析**されており、論文式試験で評価される書き方・思考をも学べる点も、良かった点です。速修インプット講座は、出題趣旨や採点実感の内容が多分に盛り込まれており、それを踏まえた講義となっているため、**正しい知識・思考方法を学べる内容**となっている点が良かったと感じました。

N・Tさん 38歳

短答試験や論文試験に必要な情報がコンパクトにまとめられており、効率的に学習することができた。私は、通信クラスで、仕事をしながら、受講していたので、通勤中やカフェ等でスマホで講義を繰り返し聞くことで記憶の定着に役立った。また、**テキストには重要度をランク付けして記載してあるので、重要事項が一目で把握でき、試験に向けて効果的な学習ができたと思う**。テキストについては直前期の知識の整理にも非常に役に立ったと思う。

C・Tさん 29歳

私は自分の知識不足を感じていたので、この講座を申し込みました。テキストは細かい知識まで全てを詰め込むのではなく、**本当に重要な部分をコンパクトにまとめたものだったので、本筋を外れることなく軸のあるインプットができ、答案でも重要な部分を的確に記述することができるようになった**と思います。テキストはコンパクトではありますが、**これだけで試験に十分対応できる**ものであったので試験まで繰り返し読み込んでいました。

野口 大さん 32 歳

この講座の良かった点は、まず、テキストが司法試験を徹底的に分析された上で作成されており、情報量も適切で必要十分に整理されている点です。次に、全科目を通じて**判例通説をベースに思考過程が論理的な文章**でわかりやすく書かれているため、記憶・理解がとてもしやすい点です。重要度もランク分けされており、その中でも記憶すべき箇所（答案に実際に書く事柄）、記憶までは必要ないが理解すべき箇所にまで細かくランク分けされているので勉強がしやすく、各自の可処分時間に応じた柔軟な活用ができる講座だと感じました。ちなみに私は、3回目の受験でしたが、合格した今年は、**インプット用の教材は基本書や判例百選等は一切使わず、この講座のテキストだけで論文・短答対策を行いました**。この講座で矢島先生の講義を聴きながらテキストを読み進め、徹底的に復習すれば、**論文・短答ともに問題を検討し、合格答案が書ける力がしっかり身につく**と思います。

林 拓哉さん 30 歳

速修インプット講座は、テキストがとても素晴らしいと思います。テキストには論証はもちろん、条文の趣旨や要件、判例、重要事項の思考プロセス、司法試験の出題趣旨や採点実感等が記載されていて、法試験対策に必要なすべての情報が網羅されています。そして、テキストに記載されている情報には優先順位が記号で付されているので、受講生の可処分時間に応じてテキストの復習を行うことができます。また、テキストには短答試験で問われるような知識も記載されているので、短答対策のテキストとしても使用することができます。平成 30 年の試験に向けて私が使用したインプット用のテキストは、速修インプット講座のテキストのみです。司法試験対策のテキストを絞り込めていない方には、速修インプット講座の受講を強くおすすめいたします。さらに、矢島先生は受験生がつまずきやすいところや苦手とする分野を考え、受験生の目線で授業を進めてくださいます。矢島先生は非常に熱い先生で、「受験生を合格させたい！」という強い気持ちを持たれていることを感じました。その熱さは画面を通して伝わってくるので、通信受講でも画面越しに矢島先生のパワーを受け取り、講座を最後まで集中して受講することができると思います。「通信講座は長続きしなさそうだからちょっと・・・」という方にも速修インプット講座の受講をおすすめいたします。

稲田 拓真さん 23歳

入門講座での知識の補完のために、速修インプット講座は活用させていただきました。矢島先生が手作りしたテキストを矢島先生が講義するという方法であるため、各記述の意味するところを余すことなく理解することができたと思います。また、**矢島先生が受験生のよく使う教材を参酌して作成**していることもあり、内容の受験生レベルでの正確性が確保されていたと思います。**この教材を理解すれば、受験上他の受験生と知識で差がつくことはない**と考えます。

矢島の論文完成講座受講生
2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

論文完成講座を受講してよかった点は、司法試験の過去問を正確に分析し、定着させることができた点です。司法試験合格のためには、論文式試験で評価される論述、思考方法を知するために、過去問を分析することが不可欠です。しかし、司法試験の論文式試験の内容は難解であり、一人でこれを分析することは困難です。実際に、私も学習開始から1年ほど経ち、過去問を少し解きましたが、全く歯が立たず、一人でこれを分析することができませんでした。この講座を受講し、反復したことで、過去問を深く理解し、その思考方法や書き方を本番でも生かすことができました。

N・Tさん 38歳

過去問分析、矢島先生オリジナルの質の高い答案を惜しみなく提供いただき、自身の答案作成の参考になったほか、過去問からどのような知識及び理論構成が求められるか丁寧に教えてくださったので、受講してよかったと思う。オリジナル答案は授業直前まで練っておられるようで、授業中にもより良いものに変更されていたことで、リアルに思考過程が把握でき、自分の思考整理にも役立った。知識偏重ではなく、実際に現場で考えて書く答案の作成方法を教えてもらった。

野口 大さん 32歳

この講座の良い点は、まず、講義とテキストを通じて答案の思考過程や表現方法を学ぶことができ、論文の書き方が体得できる点です。答案例も出題趣旨や採点実感を踏まえて全て矢島先生が書き下ろされており、信頼できるものです。また、過去問では補えない論点についても補強問題というかたちで学習できるため、この講座で取り扱う問題を全て検討すれば、他の受験者に対しても大きなアドバンテージになると感じました。その上、分析や読み方が難しい出題趣旨や採点実感についても矢島先生が重要な部分や反面教師にする部分等、加工してくださったかたちで読めるのでメリハリをつけて過去問分析をすることができます。私は、問題演習に関しては、学者さんの演習本や問題集などに手を広げず、この講座で取り扱った過去問と補強問題を中心に徹底的に復習して本試験に臨み合格することができました。

林 拓哉さん 30 歳

矢島先生の解説の大きなポイントは、矢島先生が作成した参考答案に基づいて解説が行われるところです。一般的な司法試験の過去問講座はテキストに模範答案が掲載されていたとしても、答案の分量が非常に多く、内容が不正確なこともあり、現実的な答案ではないことが多いと思います。しかし、矢島先生の答案は、本番で書くことができたなら上位合格することができるレベルのものと考えられるので、極めて現実的な答案になっていると感じました。講座を受講して矢島先生の思考のプロセスを学び、矢島先生が作成した答案を読みこんで合格答案のイメージをし、自分の答案を書いていけば、司法試験の解答に必要な力は自然と身についていくと思います。

C・Tさん 29 歳

矢島先生の論文完成講座を受講する前にも自分で司法試験の過去問を解いたことはありましたが、出題趣旨や採点実感を上手く活用することができていませんでした。矢島先生の論文完成講座では、出題趣旨や採点実感の重要な部分を示してくれたため、自分では気付かなかった出題意図などを理解することができより良い答案作りに大いに役に立ちました。過去問のほかにも類似問題を扱っていたため、当該論点をより深く理解することができました。

稲田 拓真さん 23 歳

LECの論文講座の中でも最も良い講座だと考えます。理由の一つ目は矢島先生自身が答案を作成していることです。矢島先生の答案の特徴は表現の柔らかさと思の柔軟さにあると考えます。表現方法は自然な日本語にこだわった法律をじっくり理解した人以外でも入門講座などを受講した程度の知識があれば再現できるほど柔らかいものとなっています。また、利益衡量をベースとした思考方法は現場思考問題で柔軟に活用できるものでありその書き方を知ることができれば応用が非常に効く書き方と思います。そのような特徴のある答案はそれと同じ雰囲気的答案を再現しやすく学習に使いやすい答案であったと思います。また、上記利益衡量の思考方法と法的三段論法を死守するといった基本を重視して崩さないという姿勢が学べるのが二つ目の理由です。この基本姿勢が崩れれば合格は遠のきこれを死守すれば合格がグッと近づくのだと感じております。このように非常にメリットの大きい講座だと感じました。

矢島の速修インプット講座受講生 2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

矢島の速修インプット講座のよかった点は、**試験に必要な知識が厳選されており、それを短時間で一気に習得することができた点**です。講座自体の全体の時間数は少ないですが、はじめて習う科目でも、重要な知識を中心にていねいに説明してくださるので理解に困ることはありませんでした。細かい知識まで含め長い時間をかけてインプットをすることは、幹となる部分の知識の定着の妨げになり、時に有害となります。また、働きながらの学習の場合、このような勉強方法をとることは現実的に困難です。この点、矢島先生のこの講座は、**短い時間で必要不可欠な知識のインプットを重点的に行うことを可能とするものであり、私が合格するについての近道となったように感じます。**

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成されるオリジナルテキストを用いて行う中級者を対象とした高速インプット講座です。その最大の売りは、**7法の膨大な知識を試験に必要な限りで圧縮した上で、矢島講師が論文レベルで必要な知識、択一レベルで必要な知識、できれば知っておけばいい知識と記載を分けて説明**するので、講義後に自分で復習するのにもメリハリつけて学習することができることだと思います。例えば、**ここは論文で聞かれるから、なんとなく思い出せるだけではだめ、この理由づけから規範を導きだせるようにといった具体的な指導がなされるため試験に使える形でインプットできました。**また最新判例のうち論文択一ともに出題予想されるものについても深く取り上げの解説がなされたため、別途重判を読む必要がなくなり助かった点もよかったです。

K・Mさん 42歳

矢島先生は**徹底的に過去問を解析し、そこで求められている知識と論述方法を受講生に伝えるために緻密に、かつ誠実にアップデートを欠かさない姿勢が非常に信頼**がおけます。この「**誠実**」「**本気**」という点が矢島先生が傑出している点であり、ゼミも受講していましたが、受講生と同時に机を並べて論文を書き、その答案を公開するというのはこの人だけではないでしょうか。

矢島の論文完成講座受講生
2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

答案例の質のよさと解説の丁寧さが抜群の講座でした。私は、1年目の学習で論文の勉強方法がよくわからなかったこともあり、また短答の学習にも不安があったこともあり、論文を中心に据えた学習をすることができませんでした。しかし、論文を書けなくても最低限この講座を受講しきろうと決め、ひと通り解説を聞きながら矢島先生の作成した答案例を読みました。その後、論文を自分の手でほとんど作成することのできなかつた科目もあります。たとえば、行政法はほとんど答案を書くことなく本試験に臨むこととなってしまいました。しかし、なんとか答案を一応の形にすることはでき、結果合格をすることができました。試験中、頭に浮かんだのは、矢島先生はどのように答案を作成していたか、ということです。矢島先生の答案は、論証を切り貼りしたようなものではなく、よく考えて作成されているため、とても記憶に残りやすく、かつ良い意味で真似しやすいものでした。そこで試験当日はこれを一生懸命真似して論文を完成させました。おそらくこの講座がなければ1年で合格することはできなかつたと思います。矢島の速修インプット講座と合わせて私にとって必須の講座だったと感じています。

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成の答案とその分析解説テキストを用いて行う論文過去問解説講座です。その最大の売りは、やはり矢島講師自身が時間を図り時間を意識した上で作成した現実的な司法試験の合格答案を読むことだけでも**現実的に自分でも書けそうな合格答案について具体的にイメージができる**ことです。それに加えて、**矢島講師のここの論述は問題文にこういう記述あるから、こういう意図でこういう論述をしている、ここは短くまとめて書ききるといったように具体的な論文試験についてのアドバイスも得られる点が非常に参考なりとてもよかつたです**。この講座を行うだけで主要な重要過去問について深く学べる上、現実的かつ間違いのない矢島講師の答案が手にいれられることができたのもとてもよかつたです。

Aさん 44歳

週に2回授業が行われ、過去問を徹底的に解説してくれました。また、採点実感を丁寧に読んで説明してくれました。採点実感を深く読み込むことはなかなか一人で学習しているとできないことなので、非常に役に立ちました。**何年の採点実感にはこのような記述があるから、今後はこのような問題の傾向になるだろうと思う、などと推測**をしてくださいました。**今後の勉強の方針に大変役立つ予測**でした。授業を聞いてよかったですと思います。

[調整余白]

【2020年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～④】

～講師紹介を兼ねる

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座**（2019年 6月上旬～9月上旬に新規収録）
- ② **矢島の論文完成講座**（2019年9月下旬～12月中旬に新規収録）
- ③ **矢島のスピードチェック講座**（2020年1月に新規収録）
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**（2020年2月中旬～3月中旬に新規収録）

① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：講義のサンプル動画をインターネット上で閲覧できます。

② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施（2019年1月に実施済み）していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施（2020年1月に実施）することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解したり、司法試験で出題されそうな論点を学習したりすることは、将来、司法試験の受験をする予備試験の受験生にとっても有益なので、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ 短答試験対策のための講座「**矢島の短答対策シリーズ**」の一覧

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文に必要**な知識も修得）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕（通信クラスのみ・現在配信中）

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、2020年度の試験で出題範囲とされる改正民法（民法総則、債権法、相続法）の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておく、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの改正法を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕(司法試験の対策)

(通信クラスのみ・現在配信中)

本講座は、まず、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、次に、論文過去問と矢島作成の解答例を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕(司法試験の対策)

(パンフレットに未掲載・通学・通信)

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕(予備試験の対策)

[民事 1コマ3時間×3回=9時間 , 刑事 1コマ3時間×3回=9時間]

2020年5月に配信開始の新規講座です。本講座は法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的としています。本講座を利用することで、5月の短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案添削、個別面談、合格に直結する補講など答案の作成その他合格に必要な指導を矢島が直接行います。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。

なお、2020年合格目標の私の講座（例：矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座など）では、こうした新しい傾向に対応するために、テキストや講義の内容を工夫しています。例えば、矢島の論文完成講座で取り扱う問題のうち、**出題傾向の変化が著しい憲法、刑法、刑事訴訟法**については、5月に配布を開始したパンフレットに記載したものをそのまま取り扱うことはやめて、過去問の改問、オリジナル問題の比率を増やして、次年度の試験にしっかりと対応できるようにします（LECのホームページに概要を公開中）。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU19619